鳥取県立美術館 貸館利用の手引き

2025年1月20日改訂



改訂履歴

発行日	改訂内容
2024年3月20日	初版発行
2024年5月 9日	・8ページ 3. 利用料金の減免 (変更前)「県内の70歳以上の者が社会参加の目的のために利用するとき」 (変更後)「県内の70歳以上の者の社会参加を目的とする団体・グループが 社会参加を促進する活動として利用するとき」 ・15ページ (4)広報物について ポスター掲示場所より「駐車場南側角」「駐車場入り口」削除 ポスター掲示に適さない環境のため
2024年7月18日	・20ページ 15. 設備利用料金、26ページ 設備利用申込表 ひろま プロジェクターの利用料金 (変更前)2,000円 → (変更後)20,000円 当初の料金設定の誤り 高性能機種であるため料金設定を見直し ひろま プロジェクターの注意事項追記 ・20ページ 15. 設備利用料金 県民ギャラリー・企画展示室 可動壁の枚数追記 ・21ページ 16. 図面・レイアウト・設備 県民ギャラリー可動壁の寸法追記 ・22ページ 16. 図面・レイアウト・設備 スタジオのプロジェクター品番追記 ・23ページ 16. 図面・レイアウト・設備 ホール・ひろまのプロジェクター品番追記
2024年10月21日	・9ページ 3.利用料金の減免 (変更前)国及び地方自治体が主催のものは減免対象外 (変更後)国及び地方自治体が主催のもののうち、障がい者・難病患者・要介護者 等及びその介護者については減免対象 減免対象外に貸切利用料追加 ・4ページ、5ページ、7ページ 2階テラス追加 ・17ページ 14.貸切利用(ユニークベニュー)について 追加
2025年1月20日	・11ページ 利用予約申込~利用の流れ (変更前)12ページに「貸館利用申込みスケジュール一覧」 (変更後)「貸館利用申込みスケジュール一覧」を別紙に移動 ・24ページ貸館利用予約申込書・25ページ貸館利用本申込書 (変更後)様式の集約、情報掲載箇所の注意事項追記 それに伴い11・12ページ文言修正

目次		
· <u>基本情報</u>	••••	• 4
1. 貸館の目的	••••	. 6
2. 利用料金	••••	. 6
3. 利用料金の減免	••••	• 9
4. 利用を許可しない場合	••••	10
5. 利用許可の取消し	••••	10
6. 利用単位·利用時間	••••	10
7. 利用予約申込~利用の流れ	••••	11
8. キャンセル料	••••	12
9. 利用変更について	••••	13
10. 利用者の遵守事項	••••	13
11. 事前に承認が必要な事項	••••	15
12. 原状回復の義務	••••	15
13. 損害賠償と管理責任	••••	15
14. 貸切利用(ユニークベニュー)について	_····	16
15. 設備利用料金	••••	19
16. 図面・レイアウト・設備	••••	20
<u>·様式</u>	••••	23

鳥取県立美術館 貸館利用の手引き

·基本情報

開館時間 午前9時~午後5時

休館日 月曜日、または月曜日が祝日の場合は、翌日以降の祝日でない日

12月29日から翌年の1月3日まで

その他、展示準備・施設維持管理・自然災害時等の臨時休館および開館時間の短縮、 企画展会期中の月曜日の特別開館など➡開館カレンダーにてご確認ください

1階 県民ギャラリ・ 県民ギャラリ・ 県民ギャラリ-控室 控室2 控室3 ホール スタジオ 81 エントランス エントリー OK-プラザ 西回廊 88 東回廊 ක්කේ ක්කේ ミュージアムカフェ 創作テラス えんがわ ひろま





室名	用途
県民ギャラリー	県民の作品発表やパフォーマンス、ワークショップなど
ホール	講演会やレクチャー、上映会など。それらに適した音響・映像設備を備える
スタジオ	工作やデッサンやワークショップなど、幅広い創作活動。シンク設置あり
ひろま・えんがわ	展示、レセプションやその他式典・表彰式など。またユニークベニューとしての様々な利用
創作テラス	水を使ったものや、大型の作品の創作などに適した場所
2階テラス	ワークショップ・イベントなど。またユニークベニュー としての様々な利用
3階企画展示室	マスコミや文化団体の主催事業や県展など県民の作品の展示
3階特別展示コーナー	企画展示室に関連した展示・イベント・特設ミュージアムショップなど
3階展望テラス	ワークショップ・パフォーマンスなど。またユニークベニュー としての様々な利用

※「ユニークベニュー」Unique Venue:特別な場所

「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間(庭園・公園、商店街、公道等)」などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

(引用:観光庁MICE推進室ホームページ)

1. 貸館の目的

文化芸術の振興に寄与するため、主として美術・芸術に関する創作の発表及び鑑賞の場としての利用 を目的としています。

2. 利用料金

施設利用料金…2.(1)参照

+ 入場料等を徴収する場合の加算

+ 時間外利用等の場合の加算…2.(3)参照

一 減免(基準に該当する場合のみ)…3. 参照

+ 設備利用料金

(1)施設利用料金

利用料金

施設利用料金は前納していただきます。

お支払方法:窓口(現金・キャッシュレス決済)・口座振込

お支払期限:

ホール・スタジオほか	県民ギャラリー	企画展示室
ご利用の2週間前	ご利用の3か月前	ご利用の3か月前

○県民ギャラリー *図面:20ページ

※延長の場合:30分につき、下表の料金の20%割増した額を加算します

			4/1~5/31·1	0/1~11/30	6/1~9/30·	12/1~3/31
県民ギ	ヤラリー		1日利用料金	半日利用料金	1日利用料金	半日利用料金
全面	※20区画 493㎡	1日: 午前9時~ 午後5時	30,000円	15,000円	36,000円	18, 000円
分割利用	※1区画 約20㎡	半日: 午前9時~ 午後1時 午後1時~	@1,500円× 利用する区画数	'	@1,800円× 利用する区画数	
控室	10m ²		600円	300円	720円	360円

※主催者が入場料等を徴収する催し:施設利用料金を割増します

入場料等の最高額	割増率	※計算例 全面・1日利用・4月料金の場合 下の額を加算します(1日あたり)
無料~1,000円	_	0円
1,001円~3,000円	30%割増	9,000円
3,001円~5,000円	60%割増	18,000円
5,001円以上	100%割増	30,000円

備考 「入場料等」とは、入場料・参加料・受講料・検定料、その他名称を問わず、入場の対価として料金を徴収するものをいいます。 但し、次の団体について例外的に施設利用料金を割増しません。 地場産業の振興・若手アーティスト支援・障がい者の自立支援に資する催しを主催する団体

県民ギャラリー利用促進料金(県民ギャラリー1日利用料・半日利用料)

キャンセル等により利用可能となり、館より県民ギャラリー利用促進料金対象枠として情報公開する県民ギャラリーの施設利用料は50%割引きになります。(小数点以下切上げ)

※対象: 入場料徴収割増による利用料金

※対象外:休館日利用料·時間外利用料、設備利用料

○その他の施設 *図面:21~22ページ

※延長の場合:30分につき、下表の料金の20%割増した額を加算します

		利用時間	4/1~5/31·1	0/1~11/30	6/1~9/30·	12/1~3/31	
		1.21 (15.4) let	1日利用料金	半日利用料金	1日利用料金	半日利用料金	
	ホール	106m²		12,000円	6,000円	14, 400円	7, 200円
	スタジオ1	45m²		5,000円	2,500円	6,000円	3,000円
	スタジオ2	61m [*]	午前9時~ 午後4時30分	7,000円	3,500円	8,400円	4, 200円
	スタジオ3	59m²		7,000円	3,500円	8,400円	4, 200円
1 7H:	控室1	11m²		800円	400円	960円	480円
1階	控室2	11m²	半日:	800円	400円	960円	480円
	控室3	11m²	午前9時~ 午後0時30分	800円	400円	960円	480円
	ひろま	195m²	午後1時~ 午後4時30分	12,000円	6,000円	14, 400円	7, 200円
	(室外) えんがわ	100m²		5, 000円	2,500円	5, 000円	2,500円
	(室外) 創作テラス	100m²		5,000円	2,500円	5,000円	2,500円
2階	2階テラス	80m²		4,000円	2,000円	4,000円	2,000円
	企画展示室	996m²	1日: 午前9時~午後5時	60,000円	30,000円	72,000円	36,000円
3階	特別展示コーナー	30m ²	半日: 午前9時~午後1時 午後1時~午後5時	2, 700円	1, 350円	3, 240円	1,620円
	(室外) 展望テラス	80m²	1日:午前9時~ 午後4時30分 半日:午前9時~ 午後0時30分 午後1時~ 午後4時30分	4, 000円	2, 000円	4, 000円	2, 000円

※主催者が入場料等を徴収する催し:施設利用料金を割増します

入場料等の最高額	割増率	※計算例 ホール・1日利用・4月料金の場合 下の額を加算します(1日あたり)
無料~1,000円	_	0円
1,000円~3,000円	30%割増	3,600円
3,001円~5,000円	60%割増	7,200円
5,001円以上	100%割増	12,000円

備考「入場料等」とは、入場料・参加料・受講料・検定料、その他名称を問わず、入場の対価として料金を徴収するものをいいます。 但し、次の団体について例外的に施設利用料金を割増しません。 地場産業の振興・若手アーティスト支援・障がい者の自立支援に資する催しを主催する団体

(2)設備利用料金

備品等設備利用料金については、搬出日にお支払いいただきます。詳細は17ページをご確認ください。

(3)休館日利用料·時間外利用料

原則として準備・撤収を含めて、開館日・時間内のみの利用とさせていただきます。 休館日・時間外等の超過利用となった場合は、30分単位で割増料金が発生します。 割増料金は、施設利用料金の20%を割増した額です。

- ※小数点以下切上げ 30分未満も30分として計算します。
- ※同時利用の控室含む。減免でご利用の団体も対象です。対象外:設備利用料
- ※ユニークベニューでのご利用についてはご相談ください。

(4)物品等の販売や展示品の即売を目的とする催し

館内で物品等の販売や展示品の即売を目的とするご利用はできません。 ポストカード・図録など展覧会に関連するものは販売可能です。

但し、次の団体については例外的に営利目的の利用を認めます 地場産業の振興・若手アーティスト支援・障がい者の自立支援に資する催しを主催する団体

3. 利用料金の減免

次の項目に該当する展示等については、利用料金の減免が適用される場合があります。 ご利用の都度、施設利用料減免申請書をご提出いただき、審査となります。

- 減免は、施設利用料金のうち1日利用料金および半日利用料金のみとし、設備利用料金・休館日利用料・ 貸切利用料・時間外利用料・キャンセル料の減免は行いません。
- 国及び地方公共団体が主催のもので★印のないものは減免対象外となります。

項目				
県内の芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等の催しのために利用するとき				
県内の社会教育団体が社会教育活動として を徴収しないものに限る。)のために利用す)他の集会等(入場料又はこれに類するもの	2分の1	
*	フジロギが性ウェルストの	(ア) 利用者のうち、2分の1以上が該当者及び その介護者の場合	10分の10	
県内の障がい者・難病患者・要介護者等、 及びその介護者(介護を必要とする者1名	ア 利用者が特定されているもの	(イ) 利用者のうち、2分の1未満が該当者及びその介護者の場合	2分の1	
につき1名以内に限る。)が社会参加の目 的のために利用するとき	イ 利用者が特定されないもの 系 a 入場料及びこれに類するものを役 b 物品等の販売や展示品の即売を 但し、販売・即売も含まれるが、それ	数収するもの	10分の10	
		(ア)利用者のうち、2分の1以上が70歳以上の 者の場合	10分の10	
県内の70歳以上の者の社会参加を目的 とする団体・グループが社会参加を促進す	ア 利用者が特定されているもの 	(イ)利用者のうち、2分の1未満が70歳以上の 者の場合	2分の1	
る活動として利用するとき	イ 利用者が特定されないもの 系 a 入場料及びこれに類するものを役 b 物品等の販売や展示品の即売を 但し、販売・即売も含まれるが、それ	10分の10		
		(ア)全県の児童、生徒を対象に募集した作品の 展示会		
		(イ)郡市単位以上の児童、生徒を対象に募集し た作品の展示会		
		(ウ)教育研究団体が教育内容の向上を目的として行う教職員を対象とした講演会又は講習会等		
その他県内の教育、学術及び文化の振興を図るため特に必要があると指定管理者が認めたとき	ア 美術館の業務に関連のある展示会、講演会又は講習会で、入場料等を徴収しない場合	(エ)小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校が催す、児童・生徒による公演、児童・生徒の作品の展示等の文化芸術に関する行事(次のa~cのいずれにも該当するものに限る。)のために利用するとき a学年単位の規模で行うもの(これに相当する場合を含む。) b原則として、一年度につき1回に限ること。ただし、利用促進料金による利用の場合はこの限りでない。 cその他指定管理者が別に定める要件	10分の10	
	イ その他指定管理者が特に減免の 講演会又は講習会等	その都度 定める率		

備考 上の表で「県内」とあるものは、次に該当するものをいいます。

- ア 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体である団体
- イ ア以外の団体で、鳥取県内に本拠を置き、鳥取県内での文化芸術活動歴がある団体、又は今後継続した活動が見込まれる団体
- ウ 個別の文化芸術の公演等の事業に関し、行政及び文化芸術活動者で組織された県内の実行委員会等
- エ ア以外の団体で、鳥取県内に本拠を置き、文化芸術の鑑賞を目的として定例的に鑑賞事業を行っている団体、又は今後継続して 鑑賞事業を実施することが見込まれる団体
- オ その他指定管理者が認める団体

4. 利用を許可しない場合

次のいずれかに該当する場合には、利用を許可することができません。

- (1)公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号)の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3)美術館の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

5. 利用許可の取消し

利用許可を受けた者が、次のいずれかに該当するときには、利用許可の取消しの対象となります。

- (1)美術館条例等に違反したとき。
- (2)美術館条例に基づく措置命令に従わないとき。
- (3)利用許可を受けた目的とは異なる目的に利用するおそれがあるとき。
- (4)利用許可の条件に違反したとき。
- (5)虚偽その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6)(1)~(5)のほか、県立美術館の管理上支障がある行為をするおそれがあるとき。

6. 利用単位・利用時間

「県民ギャラリー】

利用期間は、原則として休館日(月曜日、または月曜日が祝日の場合は、翌日以降の祝日でない日)の翌日から次の休館日の前日まで(通常は火曜~日曜日)の午前9時~午後5時をひとつの単位=1コマとします。

※準備・撤収日は、利用期間に含みます。

日曜日	月曜日 (休館日の場合)	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
日曜日	月曜日 (休館日の場合)	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日

■色付き部分:利用単位(1コマ)

例:2025年4月

17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)
	休館日					
24日(日)	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	30日(土)	31日(日)
	休館日					

☆1日(または半日)単位でのご利用も可能です。また1コマ(1週間)を超えたご利用も可能です。 1コマ(1週間) あるいは1コマ(1週間)を超えたご利用を優先します。

☆ご請求額はご利用期間(準備・撤収日含む)の日数分(1日(または半日)単位)で計算します。

[県民ギャラリー以外] 1日(または半日)単位でご利用いただけます。

7. 利用予約申込~利用の流れ

県民ギャラリーとそれ以外の施設で、申込方法が異なりますので、ご注意ください。

[県民ギャラリー]

利用期間によって 1年を上期・下期にわけて受付期間を設けます。 また、利用日数によって受付時期が異なります。

・優先申込み ※とっとり施設予約サービスで申込みできません 空き状況確認のみ可能	1コマ(1週間)あるいは1コマ(1週間)を超えたご利用の団体を優先して予約を受付けます。 1つの催事で3候補(1候補:1コマ1週間以上)まで希望を出していただけます。 ※日にち限定でご希望の場合は1候補のみお申込みください。 申込方法…メール・来館・郵送・ファックスにて「貸館利用申込書」を提出ください。 提出期限…別紙「貸館利用申込スケジュール一覧」をご確認ください ☆ご希望の利用期間が重なった場合、全面利用の団体を優先し、当方で抽選を行います。
・申込結果公開	当方にて皆様のご希望の日にちを調整し、メールまたはお電話にて結果をお知らせします。
・再申込み ※とっとり施設予約サービス で申込みできません 空き状況確認のみ可能	"申込み結果公開"でご利用いただけなかった方や、新規の方も申込み可能です。 申込方法…メール・来館・郵送・ファックスにて「貸館利用申込書」を提出ください。 提出期限…別紙「貸館利用申込スケジュール一覧」をご確認ください
・先着順申込み	一定期間を経過後、先着順受付となります。 電話・来館にて受付を行い、「貸館利用申込書」をご提出いただきます。 申込受付期間…別紙「貸館利用申込スケジュール一覧」をご確認ください
・空き状況	とっとり施設予約サービス、あるいは電話にてご確認ください。
·分割利用	複数の団体で同時に利用する場合、代表の1団体よりお申込みください。 ※準備・撤収のタイミングなど、団体同士で調整してください。 単独で申込の場合は、単独でご利用いただきます。(同時に他の団体の利用は受付けません。)

連絡先:メールアドレス partner@tottori-moa.jp

TEL 0858-24-5442(平日9時~17時※開館後は開館時間中)

FAX 0858-24-1441

ご来館:必ず事前に上記にお電話いただき、来館のご予約をお願いします。

郵送先: 〒682-0816鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-12 鳥取県立美術館 貸館担当宛

8. キャンセル料

施設の有効利用のため、利用をキャンセルされる場合はできるだけ早くお申し出いただき、一人でも多く方にご利用いただけるように、次の内容でキャンセル料をいただきます。

・対象:施設利用料金 ※県民ギャラリーと同時利用の控室含む (注)減免でご利用の団体も対象です。

·対象外:設備利用料金

※振込手数料は主催者負担

	ホール・スタジオほか	県民ギャラリー	企画展示室
施設利用料金お支払期限	ご利用の2週間前	ご利用の3か月前	ご利用の3か月前
キャンセル料 50%	ご利用の1週間前 から1日前まで	ご利用の3か月前 から1か月1日前まで	ご利用の3か月前 から2か月1日前まで
キャンセル料 100%	当日	ご利用の1か月前 から当日	ご利用の2か月前 から当日

【県民ギャラリーの一部キャンセルについて】

- ・優先申込期間に予約した利用期間を短縮する場合・・・短縮した日数×1日利用料金×10%をお支払いいただきます。
- ・優先申込期間に予約した利用区画を縮小する場合・・・縮小する区画数×1日利用料金×10%をお支払いいただきます。

9. 利用変更について

「貸館利用本申込書」を提出された後にご利用の変更をされる場合は、「利用変更申込書」の提出が必要です。

【変更できる内容】利用期間・利用施設・催事名・入場料徴収額、(県民ギャラリー)利用区画数

【変更できる回数】1件につき1回まで

【提出書類】利用変更申込書・利用許可書(返却) 【提出期限】施設利用料金お支払い期限まで

10. 利用者の遵守事項

ご利用にあたっては、次の事項を遵守してください。

(1)搬入品の制限

下記に掲げるものは展示室等に搬入できません。

- ・不快音、高湿、煙霧、悪臭などを発するもの、あるいは腐敗のおそれがあるなど、鑑賞者に著しく不快感を与えるもの。
- ・動物、植物(加工・乾燥しているものや、流木・木の実等も含む)、粘土など害虫が付着しているおそれのあるもの。
- ・火気を利用するもの、あるいは人に危害を及ぼすおそれのあるもの。

(2)搬出入・展示撤去等の作業について

- ・搬出入は指定された時間及び指定されたトラックヤードと通路を使って行ってください。
- ・車を駐車する際は、他の利用者の迷惑にならないよう、美術館一般駐車場を利用してください。
- ・美術館の施設や設備を汚損、破損等しないように留意するとともに、壁面や可動壁等には所定の金具・テープ類 を利用し、その他の金具・テープ類は利用しないでください。
- ・可動壁の移動、音響装置利用、照明の調整は美術館スタッフの指示に従ってください。
- ・展示にあたっては、消防法(昭和23年法律186号)による規制により展示ができない場所もあるため、美術館ス タッフの指示に従ってください。
- ・ゴミは各自で必ず持ち帰るようにしてください。

(3)展示作品等の制限

作品の重量制限

立体作品:1㎡あたりの荷重が1,000kg 以内の作品であること

平面作品:ピクチャーワイヤー1本に対する荷重が50kg以内であること

9. 利用変更について

「貸館利用本申込書」を提出された後にご利用の変更をされる場合は、「利用変更申込書」の提出が必要です。

【変更できる内容】利用期間・利用施設・催事名・入場料徴収額、(県民ギャラリー)利用区画数 【変更できる回数】1件につき1回まで

【提出書類】利用変更申込書·利用許可書(返却)

【提出期限】施設利用料金お支払い期限まで

【県民ギャラリーについて】※再掲

- ・優先申込期間に予約した利用期間を短縮する場合・・・短縮した日数×1日利用料金×10%をお支払いいただきます。
- ・優先申込期間に予約した利用区画を縮小する場合・・・縮小する区画数×1日利用料金×10%をお支払いいただきます。

10. 利用者の遵守事項

ご利用にあたっては、次の事項を遵守してください。

(1)搬入品の制限

下記に掲げるものは展示室等に搬入できません。

- ・不快音、高湿、煙霧、悪臭などを発するもの、あるいは腐敗のおそれがあるなど、鑑賞者に著しく不快感を与える もの。
- ・動物、植物(加工・乾燥しているものや、流木・木の実等も含む)、粘土など害虫が付着しているおそれのあるもの。
- ・火気を利用するもの、あるいは人に危害を及ぼすおそれのあるもの。

(2)搬出入・展示撤去等の作業について

- ・搬出入は指定された時間及び指定されたトラックヤードと通路を使って行ってください。
- ・車を駐車する際は、他の利用者の迷惑にならないよう、美術館一般駐車場を利用してください。
- ・美術館の施設や設備を汚損、破損等しないように留意するとともに、壁面や可動壁等には所定の金具・テープ類 を利用し、その他の金具・テープ類は利用しないでください。
- ・可動壁の移動、音響装置利用、照明の調整は美術館スタッフの指示に従ってください。
- ・展示にあたっては、消防法(昭和23年法律186号)による規制により展示ができない場所もあるため、美術館スタッフの指示に従ってください。
- ・ゴミは各自で必ず持ち帰るようにしてください。

(3)展示作品等の制限

作品の重量制限

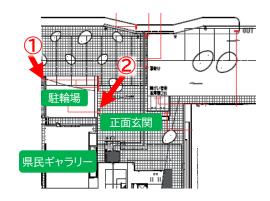
立体作品:1㎡あたりの荷重が1,000kg 以内の作品であること

平面作品:ピクチャーワイヤー1本に対する荷重が50kg以内であること

(4)広報物について

- ・展覧会のポスター、チラシ、案内はがき等広報用印刷物を作成される場合、主催者の電話番号を記載してください。 当館のシンボルマーク及びロゴの利用、 美術館電話番号の記載は許可できません。
- ・広報用印刷物に表示する会場名は、「鳥取県立美術館県民ギャラリー」または「鳥取県立美術館〇〇」としてください。 (「鳥取県立美術館」のみの記載は不可)
- ・ポスター掲示について

	①駐輪場 A1・B1サイズ	②正面玄関	③貸室出入口
県民ギャラリー	開催される企画展・コレクション 展に応じて調整します	デジタル (横1080pixel× 縦1920pixel)	A1ポスター またはデジタル (横1080pixel× 縦1920pixel)
ホール・ スタジオほか	なし	※デジタルデータがない場合は 文字情報のみ掲載します	A4~A3サイズ チラシまたは ポスター



- ・テレビや新聞等で告知を行う場合、美術館内でテレビ・新聞等の取材を受ける場合は、可能な限り事前にお知らせください。
- ※館内にポスターを印刷できる大型印刷設備はありません。近隣施設をご紹介します。 館内コピーサービス A4・A3・B4サイズ 白黒10円、カラー30円

(5)その他の遵守事項

- ・利用の許可を受けた施設内の秩序を保持するために、必要な措置を講じてください。
- ・火災、盗難、人身事故その他の事故の予防に努めてください。
- ・利用期間中の展示作品の管理については、利用者が責任を持って行ってください。
- ・搬入・搬出及び展示期間中は、必ず作業責任者及び受付担当者を会場に常駐させてください。
- ・会場内での喫煙、飲食はできません。
- ※美術館敷地内は全面禁煙です。
- ※控室での飲食は可能です。
- ・寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布、その他これに類する行為はできません。 (ただし事前に申請し、許可がおりた場合はこの限りではありません。)
- ・その他、美術館スタッフが指示する事項を遵守してください。

11. 事前に承認が必要な事項

下記に掲げる事項については承認が必要です。事前に美術館スタッフまで確認してください。 ポスター等の印刷物がある場合は、資料として1部ずつ提出してください。

- ・展覧会に関するポスター、チラシ、看板を掲示及び配布する場合。
- ・展覧会に関する図録、絵はがき等の物品を販売する場合。
- ・テレビ、パソコン、オーディオなどの電気機器、または音が出るものを持ち込んで利用する場合。
- ・1KW以上の電子機器を持ち込む場合、持込み電気使用料として1KWごとに30円をご利用時間分いただきます。

12. 原状回復の義務

利用を終了したときは、施設及び設備等を原状に復帰してください。 搬出終了後、美術館スタッフの点検を受け、「施設利用終了届」を提出してください。

13. 損害賠償と管理責任

施設および設備等を損傷し、または滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。

火災・地震・停電等の理由により使用者・出演者・参加者・顧客に事故が発生した場合、当館管理者に過失がない限り、その責任は負いかねます。また、盗難・紛失事故等についても、当館は一切責任を負いません。

14. 貸切利用(ユニークベニュー)について

鳥取県立美術館では、ユニークベニューとして貸切で美術館をご利用いただけます。

歴史的建造物や文化施設等で、会議やイベント、レセプション等を開催することで、特別感を演出できる会場を、ユニークベニューといいます。

国内外で数多くの高い評価を得ている槇総合計画事務所の手による建築は、大御堂廃寺跡を望み、 陽光があふれる開放的な広がりを特徴としています。単に明るく開かれた空間という建築の特性の みならず、さまざまな価値観に対して開かれ、新しい価値を創り出すことを恐れない精神を象徴しま す。開放感溢れる空間を利用したファッションショーやレセプション、各種イベントの開催が可能です。

区 分	単 位	金 額(税込)
貸切利用料(営利・商用のもの)	4時間につき	200,000円
貸切利用料(営利・商用でないもの)	4時間につき	100,000円
夜間利用料 ※夜間設営作業の利用	一式	150,000円

※展覧会鑑賞の場合別途観覧料 但し利用内容により一部制約があります

■ 貸切利用時間

- ・開館日の午後5時30分~午後9時30分(夜間開館日を除く)
- ・休館日の午前6時~午後10時

■ 貸切スペース

ひろま、えんがわ、各階のテラス等

■ 夜間利用料(夜間設営作業)について

設営作業が夜間に必要の場合、夜間利用料をお支払いいただきます。 作業可能時間:貸切利用の前日午後5時30分からその翌日午前6時までの間

■ 夜間以外の設営作業について

原則として、準備・撤収はご利用時間内に行ってください。 超過利用となった場合は、30分単位で割増料金が発生します。 割増料金は、施設利用料金(7ページ参照)の20%を割増した額です。

- 料金について
- (1) 料金には基本的な光熱水費が含まれます。
- (2) 以下については別途ご負担いただきます。
 - ア 駐車場誘導、会場内アテンド、看板等の作成・設置、会場設営、ケータリング等 (ご利用者にて手配していただきます。)
 - イ 施設内の受付・看視・警備・清掃等に係る費用
 - (※指定会社と別途契約していただきます。)
 - ウ ミュージアムカフェの貸切料金
 - (※営業事業者へ直接相談・申請していただきます。)
- 申込み手続き
- (1) 電話または来館でのご相談 企画・運営全般の責任者となる方を窓口としてください。
- (2)「ユニークベニュー利用申請書」企画書の提出
 - ・「ユニークベニュー利用申請書」【28ページ】
 - ・実施内容、参加人数、タイムスケジュール、会場設営図等を記載した任意の様式による企画書を提出してください。

審査の上、「ユニークベニュー利用許可書」を交付します。

- (3)当館へお越しいただき、計画内容の確認、調整及び下見等を行っていただきます。
- (4)料金の納付
 - ア 実施日の3か月前(当該日が土日祝日に当たる場合は直前の金融機関営業日)までに、指定の口座に指定の料金をお振込みください。振込手数料はご利用者にてご負担ください。
 - イ期日までに振込みがない場合は、申請の取消とみなします。
 - ウ 料金振込み後、ご利用者の都合により実施をキャンセルする場合のキャンセル料は次の通りです。 ご利用の3か月前~1か月1日前まで 利用料の50% ご利用の1か月前~当日 利用料の100%
 - エ 上記「■ 料金について」の(2)イ及びウに掲げる別途費用については、それぞれ指定会社または 営業事業者の指示に従い納付してください。

■ご利用の制限

下記のいずれかに該当する場合は、ご利用をお断りする場合がございます。

- (1) 公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 施設、設備、備品、樹木、展示品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (3) 政治活動または宗教活動をするものと認められるとき。
- (4) 物品販売(即売)や興行などを主目的とするとき。
- (5) 当館または関連施設の管理・運営上支障があると認められるとき、または来館者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (6) ユニークベニュー事業の趣旨に沿わないと認められるとき。
- (7)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号)の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (8) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (9) その他、施設管理・運営者としての責任を全うするために当館が不適当と認めるとき。

■ 遵守事項

ご利用に当たっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 当館職員の指示に従ってください。
- (2) 展覧会の鑑賞を含む場合は、写真撮影可否等の一般ルールに従ってください。 また看視員の配置について美術館の指示に従ってください。(別途費用を負担いただきます)
- (3) 造作や什器を設置する場合は、事前に図面等を提出し、当館の許可を得てください。
- (4) 危険物や生花を含む動植物の持ち込みはできません。
- (5) 火気の使用はできません。電気式、温めのみ可。(ガス使用不可。火、煙、油はねが出るものは不可。)
- (6) 施設内は禁煙です。(加熱式たばこも同様です。)
- (7) 展示室内では飲食はできません。飲食は所定の場所で行ってください。
- (8) ミュージアムカフェ以外で飲食を行う場合は、ご利用者にてケータリング等の手配をお願いします。
- (9) ミュージアムカフェ以外のスペースで、赤ワインなど床に着色するおそれのある飲食物の提供はできません。
- (10) 騒音等他人の迷惑となる行為をしないでください。
- (11) マイクや音響を用いる場合は、音量や時間帯について、近隣施設・住宅等の迷惑とならない よう配慮をお願いいたします。
- (12) 施設、設備、備品、樹木、展示品等を破損、紛失した場合は、損害を賠償していただきます。
- (13) 事業によって生じたゴミはお持ち帰りください。
- (14) 事業終了後は原状復旧を行い、当館職員の確認を受け、施設利用終了届(29ページ)を提出してください。
- (15) 安全確保のため、実施の時間や参加人数に応じて警備員を配置してください。
- (16) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、当館職員の指示に従ってください。

15. 設備利用料金

	備品名	数量	利用料金 単価(税込)		備品名	数量	利用料金 単価(税込)
	彫刻台20台	1台	150円 〇		プロジェクター ※欄外注意事項参照	1台	20,000円●
	LEDスポットライト80灯	1灯	50円 ●		ワイヤレスハンドマイク3本	1本	1,000円●
	絵画展示用ワイヤ	270本	_		ワイヤレスピンマイク	1本	1,200円●
	ピクチャーレール用フック	270本	_		メディアプレーヤー(AVラック一式)	1台	1,000円●
県民 ギャラリー	受付カウンター	3台	_	ひろま	スピーカー	2台	_
	受付椅子	3脚	_		200インチ電動スクリーン	1台	=
	脚立 大	1台	_		長机(共有)	30台	_
	脚立 中	1台	_		椅子	90脚	_
	脚立 小	1台	_		LEDスポットライト60灯	1灯	50円●
	台車	2台	_		50インチモニター(スタンドあり)	1台	500円〇
	可動壁	36枚	_		四面ガラスハイケース(照明付)	1台	2,000円〇
	液晶プロジェクター	1台	2,000円●		三面ガラスハイケース(照明付)	1台	2,000円〇
	液晶ディスプレイ	1台	500円●		アクリルケース付展示台(照明無)4台	1台	500円〇
	ワイヤレスハンドマイク3本	1本	1,000円●		大型ハイケース(照明付)5台	1台	1,000円〇
	ワイヤレスピンマイク	1本	1,200円●	企画	箱型可動壁15台	1台	500円〇
	メディアプレーヤー(AVラック一式)	1台	1,000円●	展示室	カウンター	2台	_
	メインスピーカー	2台	_		椅子 4脚、看視員用椅子 5脚		_
ホール	200インチ電動スクリーン	1台	_		可動壁	52枚	_
	テーブル付きイス	60台	_		モニタースピーカー	2式	_
	長机(演者用)	2台	_		ピクチャーレール用フック	250本	_
	椅子(演者用)	2脚	_		キャプションケース(平付け)	200枚	_
	講演台	1台	_		キャプションケース(スタンドタイプ)	60枚	_
	司会者演台	1台	_	+m==1	机	1台	-
	液晶プロジェクター	1台	2,000円〇		椅子	5脚	_
	ワイヤレスハンドマイク	1本	1,000円●	物字2	机	1台	_
	メディアプレーヤー	1台	1,000円〇	控室2	椅子	4脚	_
	パワードスピーカー	1台	_	控室3	机	1台	=
スタジオ	100型モバイルスクリーン	1台	_	控至3	椅子	4脚	
7997	作業台	2台	_		持込電気使用料	1KW	30円 ☆
	つくえ	10台	_	全室	ガンタッカー・針	一式	500円 ◎
	椅子	40脚	_		両面テープ・虫ピン	一式	500円 ◎
	イーゼル	16台	_		ッカー・針・両面テープ・虫ピン: ジャオキののみ使用可とします		
	脚立 4台、 台車 1台		_	館が貸出すもののみ使用可とします。 (持込み不可、ただし館内設備と同一仕様であれば			

※ひろま プロジェクター 注意事項 高性能機種のため、設置・設定の際は専門業者をご紹介します (別途実費を専門業者にお支払いいただきます) スタジオのプロジェクターをご利用いただくか、お持込みを推奨します ひろま・スタジオのプロジェクターの機種については19・20ページ参照 (持込み不可、ただし館内設備と同一仕様であれば 持込み可)

※有料設備利用料金のお支払金額は、

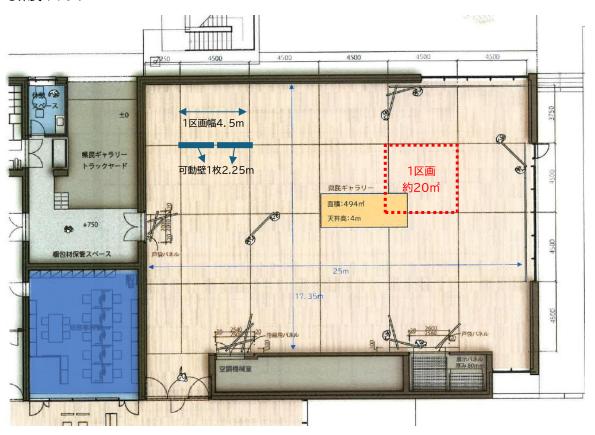
〇印:1日あたりの利用料金×利用数量×全期間日数

●印:1日あたりの利用料金×利用数量×利用日数

☆印:表示金額×利用時間数 ◎印:一開催につき表示金額分

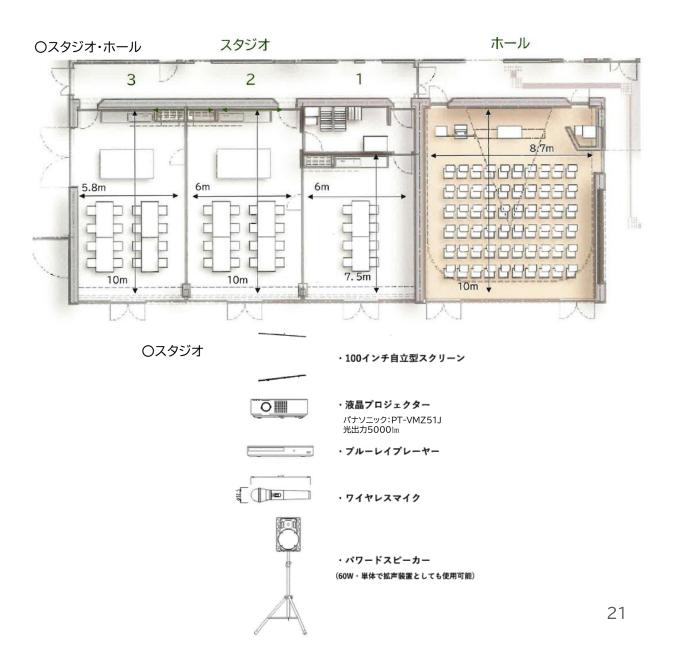
16. 図面・レイアウト・設備

○県民ギャラリー

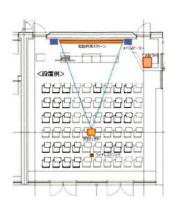




備品名	数量	品番	サイズ	イメージ
彫刻台	20台	TAKIYA NT-SOD-H	W450×D450×H1000mm	
LEDスポットライト	80灯	DAIKO LZS-92654NWVE	照射角25°、LED15W、Ra96 個 別調光	
ピクチャーレール用 フック	270個	TAKIYA Dフリーフック	荷重:50kg以内	J
絵画展示用ワイヤ	270本	TAKIYA ハンガーセットA	2.5m ø2.0 ステンレスワイヤ/SUS304 7×7 仕上 ストッパーなし	



Oホール



【AVラック】

- ・ パワーアンプ(デジタルアンプ)
- · 電源制御ユニット(15A)
- デジタルマルチプロセッサー
- デジタルマルチスイッチャー
- ・デジタルオーディオミキサー
- ・ワイヤレスチューナー
- ・ワイヤレス受信機
- ・ ブルーレイ,CDプレーヤー
- · SD/USBメモリーレコーダ



ワイヤレスピンマイク

・ワイヤレスマイク



・ワイヤレスアンテナ



・メインスピーカー (100W)天井面にもサブスピーカー設置、 利用シーンにあわせて切替え可



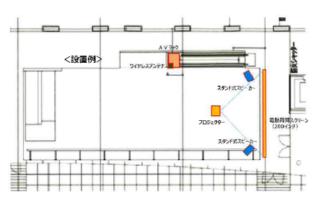
天吊り式プロジェクタ パナソニック:PT-VMZ61J 光出力6000lm

・ 200インチ電動スクリーン



65型液晶ディスプレイ (スタンド付き)

Oひろま



【AVラック】

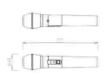
- ・ パワーアンプ(デジタルアンプ)
- · 電源制御ユニット(15A)
- ・ デジタルマルチプロセッサー
- ・ デジタルマルチスイッチャー
- ・デジタルオーディオミキサー
- ・ワイヤレスチューナー
- ・ ワイヤレス受信機
- ・ ブルーレイ,CDプレーヤー
- · SD/USBメモリーレコーダ



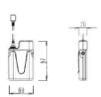
・ワイヤレスアンテナ



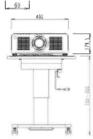
・ 200インチ電動スクリーン



・ワイヤレスマイク



・ワイヤレスピンマイク



移動式プロジェクタ

パナソニック:PT-REZ10JLW 光出力10,000lm



・移動式スピーカー (100W)

鳥取県立美術館 貸館利用申込書

利用者の名称				
氏名				
所在地				
, ,,				
連絡先電話番号 メール アドレス				
□県民ギャラリー全面 □県民ギャラリー分割(区画数:区画) □県民ギャラリー控室 □ホール □スタジオ1 □スタジオ2 □スタジオ3 □控室1 □控室2 □控室3 □ひろま □えんがわ(室外) □創作テラス(室外) □企画展示室 □特別展示コーナー □展望テラス(室外)	□県民ギャラリー全面 □県民ギャラリー分割(区画数:区画) □県民ギャラリー控室 □ホール □スタジオ1 □スタジオ2 □スタジオ3 □控室1 □控室2 □控室3 □ひろま □えんがわ(室外) □創作テラス(室外)			
利用目的 (催事名)				
□展覧会 □講演 □ワークショップ・パフォーマンス □会議 □リハーサロ表彰式・式典 □レクチャー □その他(□展覧会 □講演 □ワークショップ・パフォーマンス □会議 □リハーサル・練習 □表彰式・式典 □レクチャー □その他()			
利用希望が重なった場合、館にて他団体との調整を行います。可能であれば第3候補までご記入ください。 利用期間 日にち限定で利用を希望される場合は第1候補のみご記入ください。 ※開館時間	引:9時~17時			
準備 会期 撤収				
第1候補 年 日 時~ 日 時~ 日 時	時~			
(第2候補) 年 月 日 時~ 日 時~ 日	時~			
(第3候補) 年	時~			
入場料 □あり(最高金額 円) □なし ※入場料・参加料・受講料・検定料その他名称を問わず入場の対価として料金を徴収する場合				
□ あり □ なし □ 図録など展覧会に付随するもののみ販売 出品 点数 ※「あり」の場合一部要件を除きご利用いただけません ※未定の場合おおよその予定	でを記入ください			
□ ポスター を制作する ※ポスター制作の際は、14ページ(4)「広報物について」の内容を同じます。 ※ポスターおよびデジタルサイネージ 会期中:表示します 予告:空き状況により表示します。 ※ポスターおよびデジタルサイネージ 会期中:表示します。 ※ ***********************************				
□美術館ホームページ『貸館の展覧会』ページの掲載を希望しない※「希望しない」』				

【優先申込ご利用の場合】本申込書提出後、利用期間の短縮・利用区画の縮小の場合、短縮・縮小した分の10%のキャンセル料が発生します

・本申込書に記載 ・事前に「貸館利 ・「貸館利用の手	うえチェックボックスにチェ 戴いただいた内容から変更 用の手引き」をよくご確言 引き」記載の注意事項を う過失による場合、現実に	更が生じる場合は、速 限いただき、作業に関 遵守し、すべての事故	やかにお知らせ わる皆様への周 ・損害を賠償し	ください。 知徹底をお願いし ていただきます。		
	□ 上記内容(一同意します	署 名:			
	受利用料の 域免申請	□申請す ※申請する場合下記	「る 別についてご記 <i>】</i>			
利用内容 詳細 ※該当するもの に〇字を記入 ください	継続した は は は は は は は は は は は は ま ま ま ま ま ま ま	、鳥取県内に本拠が見込ま等の事業に本拠が見込ま等の事業に本拠は、別は、別は、別は、別は、別は、別は、別は、別は、別は、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、	を置き、鳥取! こ関し行政及びを置き、文化の でででは、文化の でででである。 では、文化の では、文化の では、文化の では、本の では、 では、本の では、 では、本の では、 では、本の では、本の では、本の では、本の では、本の では、本の では、本の では、本の では、	県内での文化芸 ボ文化芸術活動 芸術の鑑賞を目 を実施すること、記 の介護者、またに 総利用者数) 容の詳細を記入	新活動歴がある団体、又は全 対者で組織された鳥取県内の語 間的として定例的に鑑賞事業が見込まれる団体 講演会、展示会その他の集会 は70歳以上の者が社会参加 しし、人のうちまします。	実行委員 を (入場料
確認書類 ※原本又は 写し	障がいる・身体障害 難病患者:特定医療 要介護者:介護保険 70歳以上:運転免許	費(指定難病)医療發 破保険者証	受給者証			
①団体の規約 ③会員名簿(会	て以下の資料をご提出 等、団体の活動が分か 会員の居住する県・市町 となる資料(適宜、広報	るもの 「村名が記入されて	(でいるもの) (で	事業実績、今	『業の収支予算書等 後の事業計画等を記載した資料 ごさい。)	
鳥取県立美術館パートナーズ TEL 0858-24-5442 FAX 0858-24-1441 メール: <u>partner@tottori-moa.jp</u>						
担当者利用欄						

※単位:1日(半日料金設定なし)

T -T	MUSEUM OF ART	局 以宗立夫何b		
貸出者	品名 ・望のものに数量を記入ください	数量	利用料金	
яші	彫刻台20台	1台	150円〇	
	LEDスポットライト 80灯	1灯	50円●	
県民ギャラリー	絵画展示用ワイヤ	270本	_	
	ピクチャーレール用 フック	270本	_	
	受付カウンター	3台	_	
	受付椅子	3脚	_	
	脚立 大	1台	_	
	脚立 中	1台	_	
	脚立 小	1台	_	
	台車	2台	_	
	可動壁	36枚	_	
	液晶プロジェクター	1台	2,000円●	
	液晶ディスプレイ	1台	500円●	
	ワイヤレス ハンドマイク3本	1本	1,000円●	
	ワイヤレスピンマイク	1本	1,200円●	
	メディアプレーヤー	1台	1,000円●	
ホール	メインスピーカー	2台	_	
על—אל	200インチ 電動スクリーン	1台	_	
	テーブル付きイス	60台	_	
	長机(演者用)	2台	_	
	椅子(演者用)	2脚	_	
	講演台	1台	_	
	司会者演台	1台	_	
	液晶プロジェクター	1台	2,000円〇	
	ワイヤレス ハンドマイク	1本	1,000円●	
	メディアプレーヤー	1台	1,000円〇	
	パワードスピーカー	1台		
スタジオ	100型 モバイルスクリーン	1台		
	作業台	2台	_	
	つくえ	10台	_	
	椅子	40脚	_	
	イーゼル	16台	_	
	脚立 4台、 台車 1	l台	_	

		<u>※単位:1</u> E	3(半日料金設定	
貸出者	・ 望のもの	品名 に数量を記入ください	数量	利用料金 単価(税込)
		プロジェクター	1台	20,000円●
ひろま		ワイヤレス ハンドマイク3本	1本	1,000円●
		ワイヤレスピンマイク	1本	1,200円●
		メディアプレーヤー	1台	1,000円●
		スピーカー	2台	_
		200インチ 電動スクリーン	1台	_
		長机(共有)	30台	_
		椅子	90脚	_
		LEDスポットライト 60灯	1灯	50円●
		60灯 50インチモニター (スタンドあり)	1台	500円〇
		四面ガラス ハイケース(照明付)	1台	2,000円〇
		三面ガラス ハイケース(照明付)	1台	2,000円〇
		アクリルケース付 展示台(照明無)4台	1台	500円〇
		大型ハイケース (照明付)5台	1台	1,000円〇
企画 展示室		箱型可動壁15台	1台	500円〇
成小至		カウンター	2台	_
		椅子 4脚、看視員用格	5子 5脚	_
		可動壁	52枚	_
		モニタースピーカー	2式	_
		ピクチャーレール用 フック	250本	_
		フック キャプションケース (平付け) キャプションケース	200枚	
		キャプションケース (スタンドタイプ)	60枚	_
		持込電気使用料	1Kw	30円 ☆
全室		ガンタッカー・針	一式	500円 ◎
		両面テープ・虫ピン	一式	500円 ◎

ガンタッカー・針・両面テープ・虫ピン: 館が貸出すもののみ使用可とします。

(持込み不可、ただし館内設備と同一仕様であれば持込み可)

※有料設備利用料金のお支払金額は、

〇印:1日あたりの利用料金×利用数量×全期間日数

●印:1日あたりの利用料金×利用数量×利用日数

☆印:表示金額×利用時間数

◎印:一開催につき表示金額分

※ひろま プロジェクター 注意事項

高性能機種のため、設置・設定の際は専門業者をご紹介します

(別途実費を専門業者にお支払いいただきます)

スタジオのプロジェクターをご利用いただくか、お持込みを推奨します ひろま・スタジオのプロジェクターの機種については19・20ページ参照



鳥取県立美術館 利用変更申込書

	 予約番号:				
団体の名称					
担当者氏名					
連絡先電話番号			FAX番号		
連絡先 メールアドレス					
変更事項	変更前		3	変更後	
□利用日時					
□利用区画					
□利用施設					
□その他					
()					
・利用の変更は、お申込みごとに1回まで可能です。 ・貸館利用許可書を添付してください。 ・優先申込期間に予約した利用期間を短縮する場合…短縮した日数×1日利用料金×10%をお支払いいただきます・優先申込期間に予約した利用区画を縮小する場合…縮小する区画数×1日利用料金×10%をお支払いいただきます					



鳥取県立美術館 施設利用終了届

<u>ਤੋ</u>	·約番号:		
団体の名称			
代表者氏名			
催事名			
利用期間			
利用施設			
利用設備			
利用料金		円 払込み済み 円 利用終了時精算	
施設及び設備等	∮の現状復帰 □点	検しました	



鳥取県立美術館 ユニークベニュー利用申請書

			' '3 -	
	団体名			
	代表者			
主催者	担当者			
	住所			
	電話番号	メールアドレス		
	団体名			
企画運営担当 事業者	代表者			
(主催者と異なる場合のみ記入)	担当者			
	住所			
	電話番号	メールアドレス		
実施内容				
実施場所				
準備		開催期間	撤収	
月	日()	年 月 日()~	月 日()	
時 分~	時 分	年月日()<日間>	時 分~ 時 分	
来場見込人数		名		
以下、ご理解のうえ	チェックボックフ			
・本申請書に記載い ・事前に「遵守事項」 ・「遵守事項」記載の)ただいた内容か 」をよくご確認い)内容を遵守し、	NCアエックと人が、自己Micc End NCとい。 から変更が生じる場合は、速やかにお知らせください。 ただき、作業に関わる皆様への周知徹底をお願いします。 すべての事故・損害を賠償していただきます。 記実に生じた通常かつ直接の損害に限り賠償の責任を負うものとします。	,	
	□ 上記は	容に同意します 主催代表者署名:		
鳥取県立美術館パートナーズ TEL 0858-24-5442 FAX 0858-24-1441 メール: <u>partner@tottori-moa.jp</u>				
当館記載欄				

お問合せ:鳥取県立美術館パートナーズ 貸館担当

TEL:0858-24-5442

(平日 午前9時~午後5時※開館後は開館時間中))

E-mail: partner@tottori.moa.jp